

# Asian Marine Film Festival in Makuhari (AMFFM) REGULATIONS

## 【開催概要】

- 1 - 1 : 第4回アジア海洋映画祭イン幕張は、千葉県をはじめとした自治体を中心とした組織「アジア海洋映画祭イン幕張実行委員会」によって、2008年9月5日・6日・7日の3日間開催される。
- 1 - 2 : 当映画祭は、幅広く「海」を題材にしたアジア映画(テーマ、舞台、背景等から何かひとつでも海に拘る自称を扱った映画)を発掘することで、世界中の人々に対し海への敬愛や理解を深めてもらうとともに、アジアの交流やアジア映画の発展に寄与することを目的とする。
- 1 - 3 : 当映画祭は、「MM ( Marine in Makuhari ) Award Asian Film Competition」と「MM Indies Award Short Film Competition」とで構成される。また、当映画祭に関連していくつかのイベントも催される。

## 【MM Award Asian Film Competition 概要】

- 2 - 1 : 当映画祭実行委員会は、次の資格( 2 2項 )を有する応募作品から選出した6本を「MM Award Asian Film Competition」参加作品として招待上映する。その6本を当映画祭期間中に著名な映画人・文化人で構成される審査委員会が審査し、賞金100万円(税込)を副賞とした「MM Award」が選出され、クロージングセレモニーにおいて正式発表される。  
尚、招待上映された6本の映画全てに対し、当映画祭実行委員会から招待上映経費10万円が支払われるものとする。また、選出された6本の映画関係者が審査委員会に参加することはないものとする。

- 2 - 2 : 応募資格のある映画は以下の条項を満たした映画のみとする。但しエントリー料はなし。

- 2 - 2 - a : 製作国がアジア地域に属する映画。ちなみにアジア地域とは、  
アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、  
中国、台湾、香港、インド、インドネシア、イラン、日本、韓国、北朝鮮、  
カザフスタン、ラオス、マカオ、マレーシア、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、  
ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、  
トルクメニスタン、ベトナム  
(Islamic State of Afghanistan / People's Republic of Bangladesh /  
Kingdom of Bhutan / Brunei Darussalam / Kingdom of Cambodia / People's  
Republic of China / Republic of China (Taiwan) / Hong Kong / India /  
Republic of Indonesia / Islamic Republic of Iran / Japan / Republic of Korea /  
North Korea=Democratic People's Republic of Korea / Republic of Kazakhstan  
/ Lao People's Democratic Republic / Macau / Malaysia / Republic of Maldives

/ Mongolia / Union of Myanmar / Kingdom of Nepal / Islamic Republic of Pakistan / Republic of the Philippines / Republic of Singapore / Democratic Socialist of Sri Lanka / Kingdom of Thailand / Turkmenistan / Socialist Republic of Vietnam. )

とする。アジア地域以外との合作映画の場合は、登場するロケーションの50%以上がアジア地域で撮影された映画のみ資格があるものとする。

- 2 - 2 - b : 2007年1月までに製作され、2008年9月5日まで日本国内において商業的に公開されていない映画。
- 2 - 2 - c : 全尺60分以上で、35ミリフィルムか16ミリフィルムをフォーマットした映画。但し、フレームサイズがスタンダードサイズは上映システムがないため不可。
- 2 - 2 - d : 長編劇映画・ドキュメンタリー映画・実験映画・アニメーション映画で、幅広く海を題材とした(テーマ、舞台、背景等から何かひとつでも海に関わる事象を扱っている)映画。
- 2 - 2 - e : オリジナル言語を使用した映画。英語以外の言語を使用した映画については英語のサブタイトル入りのプリントを最優先するが、それに限定するものではない。
- 2 - 2 - f : 音楽著作・著作権や映像等が不正使用された映画に関しては応募資格がないものとする。選出後に不正使用が発覚した場合においては、当映画祭実行委員会にその責はないものとし、それによって当映画祭実行委員会が被る被害においては、当出品者の責において解決を図るものとする。
- 2 - 3 : 選出された6本の映画はいかなる理由があろうと当映画祭から除外されたり、上映拒否は出来ないものとする。また映画祭期間中の正式上映館以外での上映はしないものとする。
- 2 - 4 : 選出された6本の映画は、映画祭期間中、投影式による日本語サブタイトルつきで上映される。日本語サブタイトルの作成は、当映画祭実行委員会の責で行なうものとする。
- 2 - 5 : 申し込みの期限は日本時間の2008年6月30日までとし、エントリーフォームがE Mail・FAX・郵送にて必着したものに限る。尚、選考用としてVHS(NTSC or PAL) Video cassette 1本を映画祭事務局に日本時間の2008年7月10日必着で送付しなければならない。
- 2 - 6 : 選出された6本の映画については、日本時間の2008年7月14日までに申込者に通知され、当該当者は日本時間の2008年8月4日必着で完成プリントを送付しなければならない。但し、プリントの往復の輸送費および保険料は全て当映画祭実行委員会が負担するものとする。

- 2 - 7 : 提供されたプリントについては、当映画祭終了後出品者に返却するまで当映画祭実行委員会の責任において管理されるものとする。尚、プリントは映画祭終了後2週間以内に、出品者が指示したアドレスまで返却されるものとする。
- 2 - 8 : 選出された6本の映画の出品者は、英語字幕用台本もしくはオリジナル台本可能な限りの宣材(ポスター・チラシ等) 監督のスチール 以上をプリントと一緒に送付するものとする。送付に関わる経費については当映画祭実行委員会が全て負担するものとする。
- 2 - 9 : 選出された6本の映画の出品者に対し、当映画祭のプロモーション用として使用するための映像素材(カムテープ)の提供を依頼することもある。尚、素材送付に関わる経費については当映画祭実行委員会が全て負担するものとする。
- 2 - 10 : 当映画祭への応募者および出品者は、レギュレーションの要項を全て了承したものと、要項外のケースの場合は、当映画祭実行委員会が最終決定権を持つものとする。

連絡先 : AMFFM コンペティションオフィス

アルゴ・ピクチャーズ株式会社 担当 : 熊谷

〒107-0062 港区赤坂4-10-21 八幡ビル2階

TEL 03-3584-6237 FAX 03-3584-6238

E-mail [kumakuma@argopictures.jp](mailto:kumakuma@argopictures.jp)

URL <http://www.amffm.net>